

No. 307

# 全 仏

4/60



## 本派本願寺布哇別院

浄土真宗本願寺派のハワイ別院は、大正7年8月に開創された。各種布教活動の他に保育所、小学校、日本人小学校も経営しており、ハワイ全島36ヶ寺を統括する教団本部である。また、別院のあるパリハイウェーは各宗派が集結しており、別名「寺町通り」という。

(写真提供・浄土真宗本願寺派国際部)

# 機構検討委員会が答申

## 目的・構成・運営の諸問題

### 全仏理事会・評議員会へ

事務総局機構検討委員会（鎌原佑元委員長）は、去る一月二十九日の理事会・評議員会において、左記のような答申を報告した。

#### 事務総局機構検討委員会答申

事務総局機構検討委員会は、去る昭和五十八年十月三十一日、第一回委員会を開催以来、事務総局の目的・構成・運営の諸問題について検討を加え、その改革案を理事会に提出するために、九回にわたり審議を重ねてきた。その結果、委員会の合意が成り次のように答申する。

昭和五十九年十二月二十日

#### 事務総局機構検討委員会委員長

鎌原 佑元

副委員長

小峰 令丸

委員

井上 博厚

和田 耕正

伊東 康雄

持田 貫宣

中山 弘之  
橋本 玄進  
即真 尊靄  
花本 義光  
杉本 亮一  
安本 利正  
豊田 英世  
長谷川 正浩

#### (一) 目的

事務総局の目的は、この法人の事務を処理することであり、事務を統轄する理事長の命をうけて、理事会の議決の範囲内で事務の執行にあたるものである。従って、

①事務執行機関としての事務総局の機能を充実させるため事務総局の目的、権限に関しては寄付行為（第十九条、二十条、三十三条）に拠るものとする。

②理事会の議決機関、執行機関としての機能を充実させるための事務総局との組織上の関連について審議を重ねた結果、この問題は本会の構成自

体に密接に関連する問題であるとの結論に達した。この点については、別記意見書を付記する。

#### (二) 構成

別記の通り

#### (三) 運営

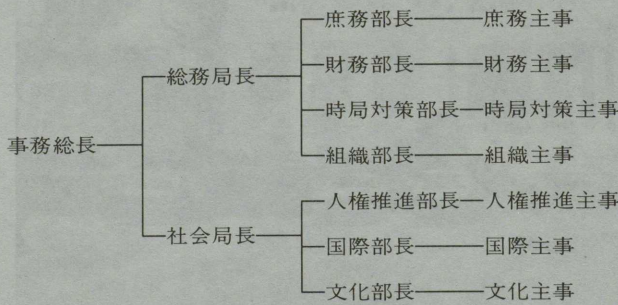
現在、事務総局の運営に関しては、昭和三十九年四月一日施行の「財団法人全日本仏教会処務規程」が存在する。この規程には実情にそぐわなくなった部分もあるので、早急に見直すこととする。

#### ◎意見書

本委員会は、事務総局の機構を検討し、改革案を理事会に提出することをその任とするものであるが、審議の経過の中で事務総局の構成の問題は本会全体の機構の問題と切り離して解決できる問題でないとの認識に立ち、以下の点を意見書として併せて提出し、理事会の積極的な対応を望むものである。

- ①宗派、県仏、各種団体からなる本会の構成を見直すこと。
- ②理事の選出基準を見直すこと。
- ③事務総長・局長は理事の資格を得ることが望ましい。
- ④加盟団体負担金の算出基準を見直すこと。

◎事務総局構成図



## 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

# 日米仏教徒交流大会

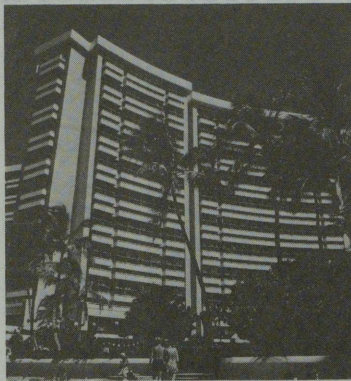
## 六月ハワイで 移民百年祭

今年には日本人が官約移民としてハワイに渡りはじめてから、ちょうど百年にあたり、これを記念してハワイでは、各界あげて多彩な行事が催されようとしています。

ハワイ仏教連盟においても、実行委員会を結成し、六月十六日の「先覚者追悼大法要」、十七日の「日米仏教徒交流大会」を中心として幾つかの行事を計画しています。

全日本仏教会も、この記念すべき行事を積極的に後援するため、同じく実行委員会を設け、去る三月十一日には東京芝の明照会館で、初めて日米の実行委員の会合を開きました。

日米仏教徒が一堂に会し、意見を交換



交流大会が行われるシェラトンホテル

し、交流を深め、アメリカにおける仏教の興隆流布を図ることは大きな意義があります。

ついでには、一人でも多くの方々のご参加をいただき、この特別記念行事が成功裡にとり行われることを願っております。

尚、お問い合わせは、全日本仏教会(電〇三三四三七一九二七五) 国際部まで、また渡航手続、旅行についてのお問い合わせは、日本交通公社(電〇三一二五七―八四二一) 田辺までお願いいたします。

### 日米仏教徒交流大会実行委員会構成

#### ハワイ側

#### 委員長

藤谷義明(浄土真宗本願寺派)

#### 事務局長

荒 了寛(天台宗)

#### 委員

村野宣忠(日蓮宗)

酒井章光 同

中村良観(浄土宗)

相馬照人 同

松浦玉英(曹洞宗)

町田時保 同

浅野寛彰(高野山真言宗)

寺前武敏 同

武宮礼一(真宗大谷派)

### 日 程 表

月 日	スケジュール
昭和60年 6月15日(土)	朝ホノルル着、終日自由行動
6月16日(日)	先覚者追悼大法要 百年祭記念式典(於: NBCアリーナ) 14:00~16:00 百年祭記念晩餐会(於: シェラトンホテル) 18:00~20:00
6月17日(月)	テーマ毎分科会(於: シェラトンホテル) 9:00~ 各宗別院懇談会(於: シェラトンホテル) 13:00~ 記念法要並びに式典(於: シェラトンホテル) 16:00~ 記念晩餐会(於: シェラトンホテル) 18:00~ 交流大会(於: シェラトンホテル) 19:30~ 州知事レセプション(於: ワシントンプレス) 18:00~
6月18日(火)	終日自由行動
6月19日(水)	総領事レセプション

※都合により、日程が変更になる場合もあります。  
※上記表には、全仏代表者並びに宗派代表者のスケジュールも含まれています。

#### 委員

- 王代勢曉雲 同  
長尾法人(浄土真宗本願寺派)  
帆足正韻 同  
奥山元一(天台宗)  
Alfred Bloom (ハワイ大学)  
David Chappell 同  
George Tanabe 同  
日本側  
小田原利仁(曹洞宗)  
山本健善 同  
永谷孝昭(浄土真宗本願寺派)  
松村彰道 同  
平出昭寛(真宗大谷派)  
大山正英 同  
齋藤价洲(浄土宗)  
大沢宗玄 同  
肉倉貫義(日蓮宗)  
石川浩徳 同  
河合了栄(高野山真言宗)  
後藤太栄 同  
児玉文禮(臨濟宗妙心寺派)  
久下保建 同  
即真尊龍(天台宗)  
杉谷義純 同  
小峰一允(真言宗智山派)  
杉本亮一(真言宗豊山派)  
鈴木道雄 同  
安藤正晃(孝道教団)  
林 節子 同  
塩入亮達(聖観音宗)

敬称略

# マヤ堂の仏旗



全仏事務総長

## 矢萩 信顕

ルンビニーの園の復興計画は、すべての仏教徒のいる国が分担することになっていますが、このマヤ堂だけは手をふれてはいけないことになっていくけれど、おかしいと思います。それは私共のお寺の復興のとき、境内ばかりきれいに古ぼけた本堂をほったらかしにして置くのと同じだからです。客殿づくりも、庫裡の建て替えも、駐車場の整備も大切なことはわかりませけれども、マヤ堂はルンビニ山誕生

ルンビニーは平和な土地です。酷暑の時と雨期を除けば、野の花は咲き乱れ、飛び交う鳥の種類は八百種以上とか。晴れた日は北にヒマラヤの白峰を望み、広大な土地のあちこちに樹齢約百年を超える巨木が聳える、そんな野原の真中に、ポツンと白壁のマヤ堂が立っています。そばに近付くと基壇の高さだけでも三メートルもあるレンガ造りのお堂ですが、周囲があまりにも広いのと、背後に枝を上げるボダイ樹が巨大樹なのでチンマリと小さく見えるのです。



一行の滞在中に急逝された前WFB事務総長の祭壇に合掌するサンヤWFB会長

寺の本堂なのです。

ある事情通の方のお話しによりまして、現地はヒンズー教徒の国だから仏教徒だけが詣りするマヤ堂が、余り立派になるのを好まないのではないかと申しておられます。けれども、私が現地の人と話してわかった事は、ヒンズー教徒は、一般的に仏教は大きなヒンズーの教えの一部をなすもの、と受けとっているようです。だからネパールの大きなお寺へ詣りすると、境内にヒンズーの神々と仏教の仏像が同居(?)して信仰をあつめていますし、カトマンズ周辺だけでも純粹に近い仏教徒(シヤカ族)が一万五千人程いるのです。夜、カトマンズの旧市街にある

ツクリした程です。ですからヒンズー教徒が反対するから、というのが理由とは思えないのです。

マヤ堂に覆いかぶさる巨大木の上、地上十七、八メートルの高さに仏旗が翻えつていました。とても感激しました。多くの国々から集められた尊いお金であの仏旗より高い立派なマヤ堂を、仏跡第一の殿堂を、仏教徒のふるさとを、そしてネパール王国観光の大きな目玉を建てることなんぞいけないのか。ルンビニーの蒼空にはためく五彩の仏旗を仰ぎながら考えたことでした。

〔去る十二月五日から十二日、矢萩事務総長はインドの日本寺医療施設落慶法要に参列した後、ルンビニーを視察してきました。〕

〔写真は周辺整備中のマヤ堂〕

## WFB執行委員会

### 田代国際部長らが出席

第三十一回WFB(世界仏教徒連盟)

執行委員会が本年三月十四、十五の両日、タイ国バンコク市内のインパラホテルにて開催され、全仏事務局より執行委員である田代国際部長と小峰主事の二名が参加した。

今回の執行委員会において、ネパール政府へWFBとしての見解を提出し、適切な援助をすることを目的とする「ルンビニー開発計画について検討する特別委員会」(七ヶ国七名の委員にて構成)の

設立が決定された。この特別委員会は、年に数回、バンコクかカトマンズにおいて開催されるものである。

さて、バンコク滞在中、田代、小峰の両名は悲報に接した。三月十四日、前WFB事務総長であったアイエム・サンガバシ氏が逝去されたのである。サンガバシ氏は、ブーン妃殿下がWFB会長になられてからの初代事務総長であり、十七年間もその職をつとめられたのである。葬儀は三月十五日の夕方、バンコク市内のマクット寺院にて行われ、田代、小峰の両名の他WFB執行委員全員が参列した。当年八十歳であった。

同和問題は、すべての人に保障されているはずの基本的な人権、とくに市民的権利と自由が侵害されているという、もっとも深刻な社会問題であります。

人間が人間として当然持っている基本的人権を侵害する役割りをはたしてきたのが靖国神社であり、またしても靖国神社にそのような役割りを演じさせようとするのが、靖国神社を国が護持しようという動きであります。

そのことは、靖国神社の歴史を学べば、誰もが首肯せざるをえない事実であります。

すなわち、靖国神社は、文久二年（一八六二）、京都霊山において、明治政府樹立のために死んでいった勤皇の志士の「霊を祀る」という意図のもとに行われた招魂祭にはじまり、その祭りの行われた招魂社が、明治二年（一八六九）に東京、九段坂の現在地に移され、明治十二年（一八七九）に「靖国神社」と名が改められました。

靖国神社は、自ら神としての權威を継承する天皇を中心据え、国家・政治・権力への絶対的な忠誠と服従を求める国家神道体制によって創建されたものであります。そして、この神社は陸・海軍省が共同で管轄し、(天皇と国家)に忠誠を尽して亡くなった軍人を祭神とする、(軍隊による軍人のための神社)でありました。それは、戦死者を「英霊」として祀ることによ

って軍国主義の精神的基盤となってきました。大江志乃夫氏は、その著『靖国神社』

政治と宗教とが国家権力のもとで一体化したときの恐ろしさを、戦前の治安維持法の歴史がよく教えてくれる。治安維持法違反に問われた者は、その全員が政治宗教としての国家神道(近代天皇制イデオロギー)の異端者として、いわば国家の祭壇に供された犠牲(「い

# 同和推進のために

## 靖国問題と同和問題の係わり

藤田 徹文 (全弘同和委員 浄土真宗本願寺派)

けにえ」であったと言つてよい。その国家神道の中核的存在のひつである靖国神社は、単に戦場で流された血だけでなく、戦争に反対した犠牲者が牢獄で流した血のうえにきざぎざあげられた、二重の意味での血ぬられた天皇の祭壇であった。

人と人が殺しあうだけでなしに、戦争をささえるために、人びとの基本的人権を奪うものであります。また、その基盤となってきた国家神道がいかに差別性の強いものであるかは、衆知のところであります。ここで、靖国法案の問題点を二、三の例をあげて述べておきたいとおもいます。

(一) 靖国法案の第三条に、「戦没者及び国事に殉じた人びとは、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が  
(二) 戦争の犠牲者は戦地におもむいた軍人だけではありません。原爆で亡くなった人も、空襲によって亡くなった人も、みんな犠牲者です。また、日本人だけが戦争の犠牲者ではありません。アジアの多くのひとを祀らないところに大きな問題があります。日本からいえば敵となつて戦つて死んだ多くのひととも戦争の犠牲者であります。あの人を祀り、この人は祀らないと選別していくなかで、差別は増長されていくのです。京都の西大谷には、彼此戦没者の墓があります。誰が建てられたのかはつきりませんが、私は、これが本当だと思います。  
(三) 靖国法案の根底には官尊民卑の考え方があります。宗教法人靖国神社という私的なものより、国家という公的なものを願うのは官尊民卑の思想です。尊と卑という考へ方は、明らかに差別意識にたつたものです。どちらにしましても、神道が淨穢の思想を基盤とするかぎり、差別と切り離せませんし、戦争が、いかに差別を増長するかを考えると、国家神道、戦争につながる靖国問題を同和問題に取り組みむものとして見過ごすことはできません。

と、述べています。このように靖国神社は、国家神道体制を基盤にして、戦争と共にあゆんできたのです。戦争は、

# 法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕 本堂の普請が終わりましたので、今後は庫裡を新築したいと思っています。庫裡は檀信徒の浄財を仰ぐわけにはいきませんので、寺族や住職の親類の者から寄付でやるつもりです。第一期工事については住職のプライベートに使う独立した棟をつくる予定ですが、この場合固定資産税はかかってくるでしょうか。お伺いします。

(岩手 I 寺住職)

〔回答〕 宗教法人がもつばらその本来の用に供する宗教法人法三条に規定する境内建物及び境内地は固定資産を課さないことになっています(地方税法三四八条二項三号)。即ち、固定資産税が課税されないためには、宗教法人

がもつばらその本来の用に供する境内建物境内地であることが必要です。

「もつばら」とは専属ということですが、例外的に他に使用する場合も含まれます。また「本来の用に供する」とは宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する為に供するということ、宗教活動以外の公益事業や公益事業以外の事業、例えば収益事業に供する場合を含みません。具体的には次に掲げるようなものです(宗教法人法三条)。

- 1、境内建物が存する一面の土地
- 2、参道として用いられる土地
- 3、宗教上の儀式行事を行うために用

## 庫裡新築と固定資産税

いられる土地(仏供田、修道耕牧地等を含む)

- 4、庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- 5、歴史、古記等によって密接な縁故がある土地
- 6、前各号に掲げる建物、工作物又は

土地の災害を防止するために用いられる土地

ところで、庫裡については昭和二十九年五月十三日につきのよう自治庁次長の都道府県知事宛の通達がでています。即ち、

宗教法人の所有する庫裡、社務所

等とはもつばら宗教の用に供するものと認められるので、他人の止宿の用に供している等その使用の内容が明らかに宗教の用以外の用に供しているものと認められるものを除いては、課税しないこと。

他人の止宿の用に供する場合は課税されるわけですが、これは宗教行為の執行者以外で全く関係のない者を下宿させたような場合のことをいい、住職や寺僧とその家族が居住する場合には非課税とされています。

しかし、その使用の実態において一般納税義務者の場合と比較して何ら変わらないような場合には課税されます。

もともと寺院の庫裡は檀信徒も宗教活動の為に利用し、住職はそこで寝食しながら法務事務にたずさわってきま

した。ですから、庫裡における住職のプライベートは本来なかったのだと思います。大勢の檀信徒が来れば、ふすまや障子はずして大広間に早がわりだったわけですから。

そこで貴寺では今回庫裡を建て直されるということですが、これが、従来の寺院庫裡であれば文句なく非課税とされます。しかし、若干気がかりなのは、プライベートに使う独立した棟になるといことです。どの程度のもの

かよくわかりませんが、このなかに子供部屋があり、住職夫妻の寝室があり、居間があつて、普段だけでなく寺院に行事があるときでも檀信徒が使用することが全く不可能で、寺務や法務も全くそこでは行わないというようなものですと、固定資産税が課される可能性は大いにあります。

最近市内では住職のプライベートの部分には電気、ガス、水道のメーターも別にしなさいと係官からいわれたという例をききましたが、このようにして住職としての仕事や宗教活動と無縁の社宅に等しいような場合には庫裡とはいえず、課税されても止むを得ないでしょう。本来住職の部屋は方丈の間等といわれ、ここで寺務法務を執るかたわら寝起きたものでして、最近の個人住宅のようなものは予想されていなかったと思います。

ですから貴寺の場合、従来の庫裡の概念と大幅にかけ離れ、他の人と同じ住宅のようなものであれば課税されることになると思います。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

# 身から心へ

「小さいときから添い寝などせず、ひとり寝の習慣をつけることは子どもの健康をまもるために大切です。」と母子健康手帳に記されている。添い寝をすると、母親が赤ちゃんの体温を奪い、病気のもとをつくる、母親のバイ菌を子どもにうつす、つい眠り込んで圧死させる、自律心が育たないなどの理由によって子どもの心身の健康をまもるために添い寝はいけないというのである。ところが最近、この個所が訂正され、「添い寝は子どもの情緒を安定させ、スキンシップによい。」ということになった。

その理由は、家庭内暴力、校内暴力、いじめ、自閉症等子どもの情緒不安がもたらす問題が多発し、これらは、親子間の愛情のゆがみから生ずる。だから、添い寝をしてスキンシップをはかろうというのである。子どものひとり寝は身の健康にはよいが、心の健康にはあまりいいとはいえないようだ。改訂前の母子健康手帳は、子どもの身の健康に重点を置いたので、ひとり寝が奨励され、最近では、心の健康が問題視されて、添い寝がすすめられるようになった。それ程に心が病ん

でいるということであろうか。

▼スキンシップは心の飢餓を救う。子どもだけではない、老人とても同じだ。孤独であればある程人恋しくなる。ところが、この心情を逆手にとって利を稼ごうと企む悪智慧者があらわれるのだから世知辛い。独り暮らしのさびしさや生活の不安につけ込んで、話し相手を買って訪ねて来る。掃除、洗濯、夕食作りはもとより添い寝までしてくれる。翌朝「また来ますね。」といって帰っていったとき二度と現われない。勿論おばあちゃん的全財産もいっしょに消えているという次第。娘夫婦がビツクリしてとんで来ても、おばあちゃんは「あの人はいい人だった。」というばかり。スキンシップは人の心を深くとらえる。

▼ニコボン主義というのがある。ヒロポンとニコチンを混ぜさせたようなことばだが、そんな不健康なことではなく、教育上必要欠くべからざるものなのだそう。つまり、生徒が登校してくると先生は、ニコッと笑って言葉をかけ、肩をポンとたたき、ニコボンと笑ってポンだから、ニコボンという。これをやると子どもたちはとても素直になるとのことだ。

▼無財の七施の言辭施・身施も時代に即応して考えねばならぬだろう。

(文化専門委員・阿純 孝)

# 良書紹介

『霊柩車の誕生』

井上章一著

意匠や建築の専門家である著者が、霊柩車という日本独特なものを追求し、その変遷と社会史、文化史の変容をさぐる。とくに、葬儀という死とそのまつりを風俗としてとらえつつ、建築史家らしい緻密な考証でとらえていくのは大いに参考になる。

(朝日新聞社・一八〇〇円)

『自己—宗派でない宗教』

内山興正著

現代は「自己とは何か」を考えてみることもない程に自己を喪失した時代である。だから表面無事のようにいながら、いつ転覆するかわからない。仏教は、まさしく「自己とは何か」を真正面から究明した宗教であり、ここに仏教の現代的意義がある。著者は西洋哲学、カソリックを学んだ後、沢本興道師に師事、坐禅修業に入った。幅広い経歴と厳しい求道の中から「自己とは何か」を世に問う。

(柏樹社・二〇〇〇円)

『生と死を考える』

曾野綾子、A・デーケン編

上智大学のカウンセリング研究所主催「生と死を考えるセミナー」の講話を集録、死を目前にし、それと対決した人々の切実な叫びやセンタ―に勤めて日々

のちを失っていく患者たちとの対話をも率なくまとめてある。生死一体の現実を見るに最適。

(春秋社・一〇〇〇円)

『生活の中の仏教』

平川 彰著

例えば第八章「国家と仏教」の中で、著者は「まず国内に宗教を尊敬する雰囲気が必要ならぬ。これは政府のやり方によって、かなり改善され得るものである。次には教団に対して、経済的な特典が与えられるべきである。現在では寺院の住職は、税金の面などでは普通人とほとんど変らない取扱いを受けているが、これで布教活動をなせといってもほとんど無理である、云々」とある。平易な文章で、現代に生きる指針を、仏教の立場から説き示している。若者、寺庭婦人に好書。

(春秋選書・一五〇〇円)

『日本詩歌集』山本健吉著(講談社・二二〇〇円)、『檀林皇后私譜 上・下』

杉本苑子著(中央公論社・四二〇〇円)

文化専門委員(順不同・敬称略)

中野東禪、榊原帰逸、阿純孝、島田喜久子、宝田正道、原弘隆 推薦

# 第32回 全日本仏教徒会議

## 鳴門大橋の完成を記念

### 10月24日、徳島で開く

第三十二回の全日本仏教徒会議は、鳴門大橋の完成を記念し、徳島県仏教会との共催により左記の通り開催のはこびとなりました。また、徳島大会の記念事業として、「現代名僧墨跡展」をあわせて開

催する予定です。

日時 昭和六十年十月二十四日(木)  
会場 徳島市・郷土文化会館

なお、大会の詳細につきましては、追って逐一お知らせ致します。

## 哀 悼

高峰 秀海師(全仏元副会長)

高野山真言宗宗務総長、管長を歴任。

総本山金剛峰寺第四百五世座主。昭和五十一年一月から二年間、全仏副会長に就かれた。

## お 願 い

同宗連より「人種差別撤廃条約の早期批准を求める署名運動について」の署名用紙が事務局に送付されてまいりました。同宗連未加盟の宗派・県仏・団体に御送付申し上げましたので御協力下さい。

## 事務局録事

一日 局内会議  
(三月)

昭和六十年四月一日発行

四日 宗教法人セミナー(大阪)  
五日 宗教法人セミナー(徳島)

文化会議運営委員会

五、六日 全仏大会打合せ会(徳島)

七日 外務省レセプション出席

八日 日宗連税制委員会

十一日 ハワイ実行委員会

スリランカ大使館国宝下見会

出席

宗教法人セミナー(岩手)

十二日 局内会議

十二、十六日 WFB執行委員会

十四日 法律相談室

二十五日 国際仏教交流センター評議員

会出席

二十六日 査定委員会

二十七日 宗教法人セミナー(埼玉)

二十七、二十八日 沖繩現状視察

二十九日 国際専門委員会

発行人 矢 萩 信 顕

発行所

財団法人

全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七-四  
電話〇三(四三七)九二七五

## 驚異のグアバ茶健康法

### 糖尿病、高血圧、低血 圧、リウマチ、神経痛

#### こんな病状の方でもグアバ茶で治る!

の効果は驚異的である。一方、慢性重度の糖尿病でインスリンを打ち続けた患者がグアバ茶で治り、インスリン注射が不要になった例は枚挙に暇がない。グアバ茶で糖尿病は治る。

お問い合わせ

東洋医学研究所

名和クリニック 院長 名和 和成

東日本事業部

東京都新宿区西五軒町十四番地

TEL (〇三) 二三五一 一五五二

西日本事業部

広島市東区矢賀新町四一 二三三

TEL (〇八二) 二八五一 五〇七〇

特別価格

三g×四パック 二二五〇円

三g×八パック 四〇〇〇円

●糖尿病・糖尿病にはインスリン依存型とインスリン非依存型があり、前者は若年型小児糖尿病で脾臓からインスリンが出なくなる為に起き、このタイプの糖尿病は生涯インスリンを打ち続ける必要があり、一生涯治ることはないとされている。しかし、この様な真正糖尿病でもグアバ茶で治る。私の所に来る小児糖尿病患者はグアバ茶で治療している。

●高血圧、低血圧・自然物であるグアバ茶は高血圧、低血圧と云う相反する疾病を同時に治癒する。グアバ茶の顕著な特徴は代謝作用と共に利尿作用の促進である。利尿によって塩分をコントロールし、その結果血圧が安定する。グアバ茶は高血圧、低血圧と云う表面に出る問題のみならず、血液中の糖、脂肪、コレステロールを代謝し、血管を強化する。血圧はグアバ茶で百分安定する。

●神経痛、リウマチ・グアバ茶によつ